

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年二月九日 金曜日

第二千八百八十二号

告示

◆鳥取縣告示第五十三號

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年一月十六日まゝ消した。

昭和二十六年二月九日

鳥取縣知事職務代理人

登録番号

登 錄 年 月 日

鳥取縣知事登錄

(い) 第一二七号

商号又は名称

昭和二十四年十二月十七日

関西水道工業所

鳥取市川外大工町一〇

松 本 正 直

主たる営業所の所在地

申請者氏名

木 武

◆鳥取縣告示第五十四號

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十六年二月九日

鳥取縣知事職務代理人

木

武

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登錄 第一九四号 昭和二十五年十一月二十二日

川上工務店 東伯郡高城村大字下福田三四一ノ二 川上 鉄藏

同 第一九五号 同十一月二十八日 菊池土木株式会社 米子市角盤町四丁目九〇 取締役社長 菊池 節治

有限会社 北川組 同 同 第一九六号 同 第一九七号 同 第一九八号 同 第一九九号 同十二月十三日 三協建設株式会社 東伯郡赤崎町大字赤崎二〇三

米子市角盤町四丁目九〇 取締役 小清水英雄

同 第二〇〇号 同十二月二十五日 二高電業社 水谷郡日置谷村大字奥崎五四

日野 卵吉 奥屋元三郎

同 第二〇一号 同 金市林産工業株式会社 東伯郡赤崎町大字赤崎二〇三

日野 卵吉 奥屋元三郎

同 第二〇二号 同 一、日時、場所 昭和二十六年二月九日 鳥取縣教育委員會

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二〇三号 同 二、日時、場所 昭和二十六年二月二十日 午前九時から午後五時まで

東伯郡倉吉町大字宮川町一五六 高田 長年

同 第二〇四号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十一日午前九時から午後五時まで

八頭郡賀茂村 成徳同

同 第二〇五号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十二日午前九時から午後五時まで

八頭郡賀茂村 育英小学校

同 第二〇六号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十三日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二〇七号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十四日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二〇八号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十五日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二〇九号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十六日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一〇号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十七日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一一号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十八日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一二号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十九日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一三号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月三十日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一四号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月三十一日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一五号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月一日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一六号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一七号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月三日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一八号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月四日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二一九号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月五日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二〇号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月六日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二一号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月七日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二二号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月八日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二三号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月九日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二四号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二五号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十一日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二六号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十二日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二七号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十三日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二八号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十四日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二九号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十五日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二〇号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十六日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二一号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十七日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二二号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十八日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二三号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月十九日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二四号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二五号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十一日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二六号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十二日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二七号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十三日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二八号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十四日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二九号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十五日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二〇号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十六日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二一号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十七日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二二号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十八日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

同 第二二三号 同 三、日時、場所 昭和二十六年二月二十九日午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町大字根雨六一三 代表取締役 平川 昇

00156

鳥取市東町 鳥取西高等学校第一校舎

び教育公務員特例法から簡単な試問を行うことが

ある。

二、受審資格

身体の健康状況特に結核性疾患について検査する。

当日一齊に県立保健所で行う。(但し八頭地区のみ

二月二十四日に行う)

四、提出書類

(1) 志願書

鳥取縣内鳥取縣教育委員會教務課及び各郡地方事務所内鳥取縣教育委員會事務局支所(但し鳥取市及び岩美郡居住者は

鳥取縣教育委員會事務局教務課)に提出し、その所管

(2) 履歴書(自筆のもの)

(3) 免許状

(4) 最終卒業又は修了学校の成績証明書

受験者は必要な書類を審査前日までに最寄の鳥取縣教

育委員會事務局支所(但し鳥取市及び岩美郡居住者は

鳥取縣教育委員會事務局教務課)に提出し、その所管

(1) 人物審査 教育職員としての適否を審査する。

(2) 筆記試験 教育職員としての常識を審査する。

出題の範囲は次の通りである。

(1) 一般教養及び教職的教養に関する簡単なる試問。

(2) 教育法規については教育基本法、学校教育法及

00157

に属する審査会場で受験するものとする。

六、当日の持参品

- (1) 筆記用具
（2）食

昭和二十六年二月九日印刷

昭和二十六年二月九日發行

鳥取縣公報

（昭和四年四月十五日發行）

印

刷

所

鳥

取

縣

鳥

取

市

東

町

本

店

印

刷

所

縣